

第1号議案

平成29年度事業報告

第1 事業の総括

「一般社団法人」として5年目となった平成29年度は、安全運転管理者等の資質・能力の向上と事業所における交通安全活動の積極的推進を図るため、

- 交通死亡事故の抑止
- 交通事故総発生件数と負傷者数の減少
- 飲酒運転の根絶

を基本的な重点とし、

- 安管旗を掲げて社会貢献をしよう
- 1事業所、1運動の交通安全
- 「飲酒運転しない させない 許さない」を広めよう

という3つの達成スローガンを定めて取り組んだ。

具体的には、年間の事業計画に基づく各種会議・研修や各種交通安全活動事業等の推進をはじめ、法定講習の受講率向上等安全運転管理全体の充実を図るための諸対策の推進を通じて、安全運転管理者選任事業所の交通事故防止に努めたところである。

これらの事業を推進した結果、安全運転管理者選任事業所に係わる交通死亡事故は、4年連続の一桁台となる6件6人で、記録が残る昭和50年以降最少を記録した。

他方、交通事故の総発生件数と負傷者数も過去最少となり、負傷者数は、1,300人余まで減少したが、飲酒運転による事故は、若干減少したものの根絶には至らなかった。

また、法定講習については、安全運転管理者選任事業所数が増加したことも影響し、全体としては受講者数が増加したものの、受講率としては前年を下回る結果となった。

交通事故の原因の多くは、死亡事故を含め、漫然運転による安全確認の不徹底等、安全運転義務違反によるものが約9割となっており、そのうち安管事故の大半を占める追突事故は、通勤中に約52%、業務外に約55%を占めるなど問題の解消には至らなかった。

以上のことから、引き続き安全運転管理者制度を普及させる取り組みを強化するとともに、安全運転管理者による安全運転管理を徹底して、職場から交通事故防止を実現しなければならない。

第2 事業推進の概要

1 安全運転管理者の資質向上対策の推進

(1) 法定講習の実施状況

安全運転管理者等の安全運転管理の実務に関する法定講習である「安全運転管理者等講習会」は、5月23日から翌年2月14日までの間、78回実施され、受講対象者9,891人中、9,319人が受講し、受講率は前年度(94.7%)比較で0.5%減となる94.2%となった。

未受講者572人については、宮城県警察本部交通部長宛に所轄警察署別の「未受講事業所一覧」の提供を行うとともに、今後の受講率の向上に向けたしかるべき対応を要請した。

(2) 講習技術等の向上

2月には、講師を自動車安全運転センター中央研修所の「安全運転管理課程」に入所派遣したほか、福島県を会場として開催された「東北地区安全運転管理者法定講習講師研修会」に参加させ、講習技術の研究等を通じ講師レベルの向上に努めた。

2 交通安全活動の推進

(1) 各種交通安全運動・活動の展開

ア 交通安全運動の実施

宮城県交通安全対策協議会の「平成29年度宮城県交通安全県民運動(マナーアップみやぎ運動)実施要綱」に基づき、同要綱が定める各種の運動に取り組んだ。中でも、「子供と高齢者の交通事故防止運動」、「歩行者事故防止運動」、「飲酒運転根絶運動」及び「春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動」並びに「夏の交通事故防止運動」、「夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動)」、「冬道の安全運転1・2・3運動」においては、広報活動を強化するなど重点的な運動を行った。

イ 地区安全運転管理者会交通事故防止対策コンクールの実施

6月15日から8月31日までの間、各事業所における交通安全の取り組み強化を目的として、「1事業所1運動」の交通安全を奨励し、宮城県警察本部との共催により「交通事故防止対策コンクール」を実施し、優秀地区会等及び優秀事業所に対する賞揚を行ったが、参加率は9.1%に止まった。

ウ 第24回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施

6月15日から10月15日までの123日間にわたって、第24回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「あなたもチャレンジ!無事故無違反『セーフティ123』」が実施され、先の交通事故防止対策コンクールと連動させ、同キャンペーンへの積極的な参加を会員事業所に呼びかけた。

エ 交通事故の発生状況に即応した交通安全活動の推進

県内における交通死亡事故等の発生状況を踏まえ、「夕暮れ時の交通事故防止運動」(ラ・ラ・ラ運動)については、翌年2月末まで期間延長(宮城県交通安全対策協議会の実施要綱では、11月1日から1月31日までの4か月間)して実施した。

(2) 高速道路交通安全活動の推進

安全運転管理を通じた高速道路における交通事故防止に資するため、高速道路交通安全協会が実施する交通安全活動に参画し、「全座席でのシートベルト・チャイルドシート着用」の広報啓発を行ったほか、法定講習を通じて「高速道路における緊急時の3原則」等について指導、啓発に努めた。

高速道路における安全運転管理者選任事業所に係る交通事故は、総発生件数22件(前年比で2件減少)となり、傷者数は35人(前年比で7人減少)となった。

(3) 参加・体験・実践型の安全教育の推進

ア フレッシュャー対象の安全運転講習会の実施

春の交通安全県民総ぐるみ運動の一環として、新入若手社員の安全運転技能の向上を図り、各事業所における安全運転のモデル的役割を担わせることを目的として、4月21日(金)仙台市泉区内の「奥羽自動車学校」において、会員事業所の新入若手社員等41人を対象とした「フレッシュャーのための交通安全講習会」を実施した。

イ 冬道安全運転「スキッド講習」の奨励

冬季の圧雪、凍結時の安全走行を図り、滑走による交通事故を防止するため、自動車学校が行う「冬道スキッド講習」の受講を当協会公式ホームページを通じて奨励した。

(4) 「安管旗」の配付

当協会の広報活動の一環として、会員事業所の約75%に当たる4,000枚の安管旗を各地区会に応分配付した。

(5) 交通安全教育用 DVD 等の貸出し

各地区会や各事業所の各種講習会、研修会で使用する交通安全教育用 DVD を新規に 8 本を整備、充実を図った結果、延べ 270 事業所が活用するなど、需要が高まり、教材の貸出事業により、年間を通じて職場における各種研修、講習を側面から支援した。

(6) 広報・啓発活動の推進

年間を通じて

- FM コミュニティラジオを活用したスポット放送
- ホームページを活用した県協会、各地区会及び会員事業所の各種活動状況等の掲載

を実施したほか、春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動実施時の

- 地元新聞紙への掲載による広報

を実施した。

また、

- 春・秋の交通安全運動啓発ポスター・チラシ
- 交通安全年間スローガン
- 飲酒運転根絶ポスター

等の配付と

- 東北放送ラジオを活用したスポット放送

などを通じて、「飲酒運転の根絶」、「夕暮れ時の交通事故防止」など幅広く交通安全広報啓発活動を実施した。

さらに新規取り組みとして、未加入事業所向けの広報パンフレット及び同チラシを作成し、加入促進運動に活用した。

3 情報発信活動等の推進

(1) ホームページ等の活用

県協会の各種会議等の開催状況、各種事業活動状況及び各地区会の活動状況と会員事業所の個々の各種活動の実施状況のほか、最新の交通事故統計や当面の交通事故防止の重点等安全運転管理に資する各種情報を掲載し、積極的な情報発信に努めた。

(2) メール配信システムによる会員事業所への各種情報の提供

平成 29 年度は、県協会からの最新ニュースを中心に、27 件の各種交通安全関係の情報を随時メール送信により会員に配信し、会員事業所の安全運転管理に活用された。なお、メール配信登録会員数は年度末で 1,661 件（約 31.5%）となった。

4 各種表彰と賞揚の推進

安全運転管理優良事業所として各種交通安全活動に功労のあった優良地区会、事業所、安全運転管理者及び運転者の適正な賞揚に努めるとともに、全日本交通安全協会交通栄誉章「緑十字銅章」、東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰等を積極的に上申したことにより、気仙沼地区会が「優良安全運転管理者協議会」として全日本交通安全協会会長表彰を受けたのをはじめ、多数の地区会及び会員事業所等が受賞の栄に浴するなど、交通安全意識の高揚が図られた。

第3 組織基盤の強化と効率的な事務局運営

1 会員拡大への取り組み

各地区会の会員増を図り、組織体制の充実強化を図るため、春・秋の年2回、「会員加入促進期間」の設定による各地区会と一体となった取り組みや、法定講習の機会を通じた呼び掛けなど、種々の機会を捉えて新規会員の確保に努めた。なかでも未加入事業所に対する広報用パンフレットの送付などを推進した結果、安全運転管理者協会に66事業所、事業主会に31事業所が新規に加盟するという成果が認められた。しかし、一方で退会する会員も増加し、会員数は5,217事業所となり、未加入の安全運転管理者選任事業所が増加したことも相まって、加入率は62.5%（前年同期比2.1%減少）となった。

2 県協会と各地区会との連携

県協会と各地区会との意思疎通を円滑にし、一体的かつ効率的な事業や業務の推進に資するため、専務理事以下が4月から6月までの間、各地区会事務局を巡回訪問し、要望の把握と意見交換を行ったほか、7年振りに「安全運転管理者会事務担当者研修会」を開催し、情報の共有を図った。

また、各地区会を所轄する各警察署長等を訪問し、各地区会の業務推進に対する理解と協力を要請した。

3 公益法人制度改革への対応

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第124条の規定に基づく公益目的支出計画の実施については、平成29年3月31日完了したことが、平成29年8月4日付けで宮城県知事により確認された。

新法人法に基づく適正な法人運営のため、関係機関が主催する「セミナー」に担当者が出席し、所要の指導を受け、適正な運営に努めた。